鳥取県警察本部長告示　　第 62 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条第１項の規定に基づき、次のように意見の聴取を行うので公示する。

令和８年11月５日

鳥取県警察本部長

意見の聴取の期日及び場所

令和８年12月１日　午前10時00分から
鳥取県米子市上福原1272－２　　鳥取県警察本部
西部免許センター